

特別職の給与等

（区長の給与の例）

【給与の概要】

	内容	金額
給料	勤務に対する報酬であり、諸手当を除いたもの 【審議会での審議対象】	月額 <u>1,123,000 円</u>
地域手当	民間賃金の地域間格差が適切に反映されるような地域給制度を導入する必要性から、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し支給する手当	給料月額に 100 分の 14.5 を乗じた額 $1,123,000 \times 0.145 = \underline{162,835 \text{ 円}}$
期末手当	生活習慣上、生計費が時季的にかさむことを考慮し、民間における賞与等の特別給に相当する給与として支給する手当 【審議対象外だが参考意見として付すもの】	<職員の例による> $(1,123,000 \times 1.145) \times 1.2 + 1,123,000 \times 0.25 = 1,823,752$ $1,823,752 \times 2.115 \text{ 月} = 3,857,235$ 6 月及び 12 月に支給 $3,857,235 \times 2 \text{ 回} = \underline{7,714,470 \text{ 円}}$
年収	(給料＋地域手当) × 12 月 ＋期末手当	$(1,123,000 + 162,835) \times 12 + 7,714,470 = \underline{23,144,490 \text{ 円}}$
退職手当	在職期間中における公務への貢献、勤続・功労に対し支給する手当	勤続期間 1 年につき給料月額に 100 分の 450 を乗じて得た額 $1,123,000 \times 4.5 \times 4 \text{ 年} = 20,214,000 \text{ 円}$ $20,214,000 \times 0.75 = \underline{15,160,500 \text{ 円} ※}$

- 「杉並区長等の給与等に関する条例」及び「杉並区長等の退職手当に関する条例」に規定
- 実費弁償として、他に通勤手当、旅費を支給
 - ※「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」（令和 4 年 9 月）により 25%減じる措置を実施
- 区議会議員は報酬及び期末手当を支給